

# 新見市中小企業支援事業補助金（お知らせ）

## 展示会出展や店舗改装、専門家活用など市内中小企業の積極的な取り組みを支援する新見市の補助制度です。

この補助金は、新見商工会議所と阿哲商工会の要望に沿って平成25年10月に創設されたものです。平成25年度から平成27年度の期間において取り組まれた同補助金の実績を元に検討・改善が行われ、平成28年度より3年間補助事業が行われることとなりました。

補助事業への取り組みをお考えの方は、事前に新見商工会議所（指導課）までご相談下さい。

補助事業を行う際は、必ず事業着手前に新見商工会議所（又は阿哲商工会）を通じて申請を行うことが必要です。

### ■新見市中小企業支援事業補助金（実施期間：平成28年度～平成30年度）

新見商工会議所及び阿哲商工会の経営支援を受けて実施する下記の事業が補助対象となります。

事業名	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	申請限度等
展示会等出展事業	自社の商品や製品の販路開拓や販路拡大のための展示会出展や商談会への参加	小間料、出展料 ※小間装飾費や通信運搬費、旅費は対象となりません。	補助対象経費の全額	30万円	1事業者1年度あたり3回まで
専門家派遣事業	公的機関が実施する専門家派遣事業	相談料（指導料）旅費	派遣に係る企業負担分全額と交通費全額	1回5万円	1事業者1年度あたり3回まで
店舗等改装事業	経営の改善に資する店舗の改装 【対象業種】 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業などを営む店舗 ただし、事業を行う時間が夜間（PM6:00～AM6:00）のみでないもの	改装に係る設計及び工事費、一体的な設備整備費 （市内施工業者による改装で、100万円以上の事業に限る）	1/2以内	100万円	1事業者1回限り （平成25年から平成27年度に同補助金を利用し店舗改装した事業者は対象外）

※今年度より、当補助金の採択を受けた事業者は、新見市のホームページ等にて補助事業の内容等について公開されることとなります。

### ■お申し込み・お問い合わせ

## 新見商工会議所・新見中小企業相談所（指導課）

〒718-0003 新見市高尾2475-7 ☎ 72-2139 担当：柴田・吉田・三船